

お知らせ

農地台帳の公表について

4月1日から、1筆ごとの農地に関する内容を記録した農地台帳の公表が法定化されました。公表は、「インターネットによる公表」と「窓口による公表」があります。項目については、次のとおりです。

▼インターネットでの公表

1. 農地の所在、地番、地目及び面積
2. 賃借権などの種類・存続期間
3. 耕作者ごとの整理番号
4. 遊休農地の措置の実施状況
5. 貸付に関する所有者の意向（※公表に同意した場合のみ公表します。）
6. 農振法・都市計画法などの区域区分
7. 農地中間管理機構が借りている農地かどうか

▼農業委員会窓口での公表

- インターネットで見られる情報のほか、次のものは農業委員会窓口で公表します。
1. 所有者の氏名・名称
 2. 賃借人等の氏名・名称
 3. 耕作者の氏名・名称

※インターネットで公表する内容の要約書の交付、窓口での閲覧については、1筆につき3000円の手数料が必要です。

■問い合わせ

農業委員会事務局

☎893-1115

お知らせ

農地を農地以外に利用(転用)する場合は許可が必要です

農地に家を建てたり駐車場や資材置場として利用する場合は、工事を始める前に農地転用許可を受ける必要があります。農地でないと思っている土地でも地目が農地の場合がありますので必ず確認をしてください。

この許可を受けないで無断で農地を転用した場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合には、農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復などの命令がなされるほか、場合によっては、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金（法人は1億円以下の罰金）が科せられることがあります。

▼市街化区域内の農地転用

市街化区域内の農地転用の場合は、農業委員会への届出が必要です。

▼農業用施設用地への転用

自己の農地を農業用倉庫など、農業経営に必要な施設に転用する場合は、面積が200㎡未満であれば、許可の必要はありませんが、必ず農業委員会へ届出が必要です。

■問い合わせ

農業委員会事務局

☎893-1115

吾北総合支所産業課

☎867-2313

本川総合支所産業建設課

☎869-2115

お知らせ

空き店舗等対策家賃補助について

町内の商店街の空洞化を抑制し、活力と魅力ある商店街づくりを推進するため、空き店舗や空き家を利用して事業を開始する事業主の方を対象に、家賃の補助を行っています。詳しくはの町商工会(☎892-10474)までお問い合わせください。

お知らせ

いの町あったかふれあいセンター利用(ご案内)

「いの町あったかふれあいセンター」は、子どもから高齢者、障害者、地域の誰もが気軽に集える地域福祉の場です。ゆっくりとお茶を飲みながら世間話や情報交換ができる集いの場となっています。お気軽にご利用ください。

▼開所時間

祝休日を除く毎週月～金曜日

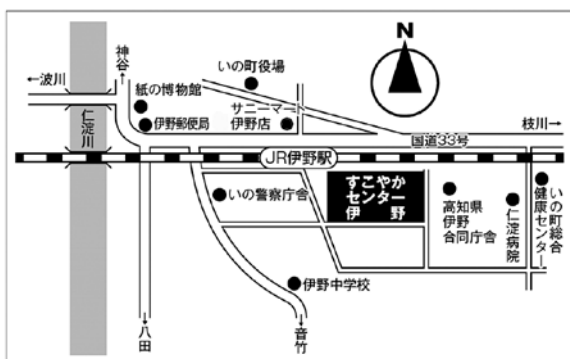
9時～17時

▼事業内容

- ・集いの場の提供(ご自由にお越しください。)
 - ・生活支援ボランティア養成講座などの各種催し
 - ・吾北サテライト事業
 - ・高齢者世帯などの訪問活動(ちよっととした困りごとなどを関係機関につなぐ)
 - ・ミニデイ、体操グループなどへの地域支援活動
- ▼その他 利用料は無料(ただし、創作活動の材料費などは実費相当が必要)

■問い合わせ

団体でのご利用の場合は事前に予約をお願いします。
あったかふれあいセンター(すこやかセンター伊野内)



旧喫茶コーナー

☎893-15920

ニュース

お知らせ

募集

講座・教室